公益認定から7年 改めて問う日本アイソトープ協会の公益性



二ツ川 本日は公益認定から7年,改めて日本アイソトープ協会の公益性についての座談会を企画いたしました。皆様,よろしくお願いいたします。

自己紹介をお願いします。まず,太田先生から, 公益法人改革とは何であったのかを含めてお願いし ます。

太田 公益法人協会会長の太田です。公益法人制度改革の意義を説明するときに、いつも3つのキーワードで説明をしております。フリー、フェア、グローバルの3つが公益法人制度改革の必要なキーワードになると思います。旧公益法人制度は、明治29年公布、明治31年に施行された民法が原点になっています。西暦で言えば1896年ないし1898年ですが、110年前の話です。制度改革までの110年間、全く公益法人制度の改正がなかった。

戦後、根本的にわが国の政治、社会体制は変わったわけです。明治時代の民法は大日本帝国憲法に基

づく思想が支配しており、大日本帝国は万世一系の 天皇がこれを統治するという中で、公益とは国が行 うべきものであって、民間人がこれをやると、社会 をびん乱する恐れがあると帝国議会で説明している わけです。公益法人は、役所の許可が必要である。 許可は、いろいろな法人の設立手続きの中で1番厳 しいもので、担当官の裁量でもって許可したり許可 しなかったりすることができる。敗戦によって根本 的に民主化され、政治体制も変わって多くの法律が 抜本的に改正されていく中で、民法法人制度は置き 去りにされてしまった。さすがにこれはおかしいと いうことで、2008年の抜本改革に繋がったという ことです。フリーとは政府のコントロールからフ リー, つまり, 政府が法的根拠のない規制監督する ということではなくて、伸び伸びと民間の知恵、 力を発揮してもらって、社会的な課題を一緒に解決 してもらう。フェアは、公益法人は自由放任主義で 何でもやっていいということではなく、一定の節度 ある規律の中で運営してもらう。そのためには、公 正な、フェアな活動、あるいは透明性の高い活動を やってもらわないと困ります。そういう中で、フリー というものが生きてくる。

グローバルというのは、世界の標準的な非営利組織の制度を導入して、法制、税制、会計もグローバル、世界標準にしていく。私はこういう3つで説明

¹⁾ 湘南鎌倉総合病院附属臨床研究センター放射線治療研究 センター長 (1990~2012 年日本アイソトープ協会理事, 常務理事, 専務理事)

²⁾ 公益財団法人公益法人協会会長(2002年~現在日本アイソトープ協会理事,監事)

^{3) (2008~2016}年 日本アイソトープ協会常務理事)

^{4) (2004~2012}年 日本アイソトープ協会理事,専任理事)

⁵⁾ Isotope News 編集委員長(2012 年~現在 日本アイソトー プ協会専任理事, 常務理事)

公益認定から7年 改めて問う日本アイソトープ協会の公益性



をしていたわけです。

二ツ川 ありがとうございます。東ヶ崎さんは、 公益認定の動きに対して協会が早く対応しなければ いけないと、いろいろな手を打ってこられました。 なぜ協会は公益社団法人を目指し、そのためにどん な努力をされてきたのかお話しください。

東ヶ崎 元理事の東ヶ崎です。私がアイソトープ協会に入りましたのは、1970年のことでした。2003年、内閣府から「公益法人制度改革に関する有識者会議」に出席するよう依頼があり、2003年11月から26回にわたって会議に出席しました。私は公益法人の中におりましたが、公益法人制度についてはあまり知識がなくて、まして法律的な問題について議論するのは大変なことでした。加えて、苦手とする財務会計の話も出てまいりましたので、公益法人協会の皆様からいろいろアドバイスを受けながら議論に携わったという経緯があります。

その翌年の2004年には報告書が出ました。この報告書が出る前に、アイソトープ協会も公益法人として当然申請すべきものと私自身は考えておりました。公益法人になると具体的にどういうメリットがあるかといいますと、法人税が非課税になります。

もう1つ、放射性医薬品や研究用、工業用のアイソトープの頒布を行っていますが、その資金の回収は2か月ぐらいでできていました。それは、アイソトープ協会が公益法人として社会に対していろいろ努力しているご褒美として支払ってくれていると思うのです。

歴史的に見ると、1945年の終戦後、理研、あるいは大阪大学、そして建設中であった京都大学のサイクロトロンが破壊され、アイソトープ、放射線の研究ができなくなっていたわけです。そんな中で、仁科芳雄先生がGHQ、米国物理学会等に働きかけまして、1950年にはアイソトープが入ってくることになり、事務手続きをSTAC(総理府の科学技術行政協議会)が請け負っていたわけです。翌年1951年になりますと民間貿易に移りましたので、その業務がアイソトープ協会に移された。

そのときにいろいろな条件を付されました。アイソトープを使う者には、講習を義務付けなさい、きちっとした技術的な裏づけを持った事業所でないと使ってはいけない、アイソトープ協会に対しても講習をきちっとやってください、技術的な裏づけも



佐々木 康 人 氏

しっかりしてくださいというお話がありました。これがまさに公益の始まりではないかと思います。別の言い方をすると、30年前、協会が生まれたときから公益法人として生きていく星の下に生まれたと思っています。

ニツ川 そうですね。

東ヶ崎 もう1つは、昔、医薬品課にいたときに、 未承認の放射性医薬品を協会が販売して薬事法に違 反したという事件」がありました。各メーカーから これらの医薬品は承認済みであるという報告、書類 はいただいていましたが、公定書で確認をしていな かったため、薬事法違反となってしまったわけです。 そのために、東京都から行政処分を受けまして、事 務室が封印されてしまい、1週間入ることができま せんでした。

この事件を契機にして、アイソトープ協会がどう あるべきかという検討をしたことがあります。検討 したときに、厚生省の方がおいでになって、放射性 医薬品事業は分離すべきであるという意見を述べら れたことがありました。その一瞬はみんなしーんと 静まりかえったのですが、次の会のときには厚生省 が撤回してきたわけです。放射性医薬品事業を分離 するということは、廃棄物事業と離れるということ ですから、仕事としてうまくいかないのではないか という批判を受け撤回されたのです。事業の一体化

^{1 (}株)ミドリ十字及びアマシャム薬品(株)が未承認の放射性医薬品を輸入,販売した未承認放射性医薬品販売事件。協会も卸売販売業者として薬事法違反で6日間(1990年2月16~21日)の放射性医薬品販売業務停止処分を受けた。

が不可欠であることを非常に強く意識されたわけです。このような経緯を踏まえて、アイソトープ協会は当然のこととして公益法人化に進むべきであるという感じを持っておりました。

二ツ川 ありがとうございます。公益という意味では昔と今とは何ら変わりはないということですね佐々木先生は、専務理事として協会の組織経営を引っ張ってきたわけですが、公益認定を受けるうえでのポイントを振り返っていただければ。

佐々木 私は、核医学を専門としている放射線科 医ですが、若いときからラジオアイソトープのユー ザーとして協会にはお世話になっていました。

2008年6月から常務理事として就任したわけですが、そのときには、森委員会²の報告書も既に出ておりましたし、もちろん太田委員会³も報告書が出ていたわけで、協会としては公益認定を受けるという基本的な方針は決まっておりましたので、少しでも早く申請書を出そうとみんな一生懸命申請書をつくっていたわけです。とにかく公益性を理解していただけるような申請書をつくるのに一生懸命努力していたわけです。

ただ、そのころでも、協会としてはいくつかの選択肢があるということは言われていました。例えば医療分野では、営利企業としてアイソトープの販売を中心にするという道も選択肢としてはある、あるいは、一般法人のほうが自由にできるかもしれないという議論が出てくるような時期でもありました。

その中で、問題の1つは、新しい公益法人は不特定かつ多数の方々の利益に寄与するというものでなければならない。ラジオアイソトープが平和的に利用されるというのは、アイゼンハワーが"Atoms for Peace"という演説をしたときから始まったと言われています。主として研究者が使うにあたって、手続も費用も大変なので、まとめて買って皆さんに配付するということからアイソトープ協会が始まった。それに誇りを持って職員の方たちが仕事をしておられる中で、会員のためのサービスとして始まったわけですから、それが不特定多数の方々にどう



太田達男氏

やって利益をもたらすのかという発想の転換,理由, 理論づけをするのは大きな課題であったように思い ます。

もう1つは、ラジオアイソトープの頒布事業から上がってくる頒布収入があのころ年間 400~500 億円ぐらいあった。そういう中で、新しい公益法人の収支相償はどうやって取るのか、申請書を書くにあたっても、どういう理由、理屈づけをするかということには、東ヶ崎さんをはじめ皆さん方が苦労されたと思います。

二ツ川 ありがとうございます。申請書の時期は、私は管理本部長をしておりまして、私ともう1人で書いた原案を佐々木先生に見ていただいて、わかりやすく修正していただいた記憶があります。また、財務面は非常に大きなポイントだったのではないかという気がします。寺井さんにお願いします。

寺井 財務経理部門を担当していた寺井です。私は2008年3月に協会とご縁ができました。思い起こしますと当時の副会長矢崎先生4からは幾つかミッションをいただきましたが、経営数字を明らかにせよというのが第1のミッションでした。財務面における協会の真の姿が今一つクリアでなく、執行理事の間で不安になることもあるので、明確な数字を出せという要請です。そして公益法人化を佐々木先生に協力して何としても実現せよというのが第2のミッションでした。財務諸表を見ると、協会は売上や正味財産が大きく大変なお金持ちに見えるのですが、よく話を伺ってみると、財務諸表上には現れ

^{2 2006} 年故森 亘氏(東大名誉教授・元東大総長)を委員 長とし、外部有識者による「公益法人制度改革対応専門 家会議」を設置。

^{3 2005} 年太田達男氏を委員長とし、協会役職員による「公 益法人制度改革対応委員会」を設置。

⁴ 矢崎義雄氏:日本アイソトープ協会元副会長

公益認定から7年 改めて問う日本アイソトープ協会の公益性



ない, 廃棄物の将来における処理処分費用が存在し, その額も内部共有されていませんでした。そこで二 ツ川さんヘッドで、合理的と考えられる仮定の下に 協会が保有する廃棄物の処理処分費用を算定してい ただきましたところ、確か260億円程度との数字が 出ました。ところが将来の廃棄物処理処分費用とし て当時協会が負債として認識し引当を行っていたの は125億円でしたので、その差額が謂わば隠れてし まっている状態でした。公益認定を受ける為の財務 面でのポイントは、後で話題になる収支相償や特定 費用準備資金も大きなハードルでしたが、こうした 算定方式を用いて将来発生する廃棄物処理・処分費 用を明確にし、その全額を協会の負債として認識し 同額を引き当てたことが最初の大きなポイントでし た。財務面ではこれで公益法人化への道筋ができた と思っています。

二ツ川 ありがとうございます。確かに、当時は 財務がどうなっているのかというのは分かりにく かったですね。

太田 寺井さんのご発言を補捉したいのですが、 廃棄物の処理を引当金という処理ができれば債務に なるわけですが、当時の内閣府は、例えば退職給与 引当金等、税法やその他の法令上引当金として負債 計上が認められているものはいいけれども、各法人 がこれは将来の費用のためにといって、任意に引当 金として負債計上するのは認めないという大原則を 取っていました。

私が1番心配したのは、引当金として負債に計上されないと、廃棄物の処理処分の為に特定資産として積み立てていた資産(確か260億円程度)が、他の特定資産と共に遊休資産になってしまう、それから公益目的取得資産残高としてもし万が一認定が取り消されたときに没収されるということで、ここが1つの大きな生命線でした。そういう任意の積立金が実は引当金だということで突破されたのは、ほかのところでもあまりないです。特定費用準備資金の問題もまた別にありますが、それと並んで非常にエポックメーキングな突破口をつくられたと私は思います。

東ヶ崎 当時は処分がどう進むかというのが分からない。処分場所も分からなければ、単価が分からないし、いつできるかも分からない。そういう中で、 税務署は処分引当金を認めたくないという状況でし



寺 井 裕氏

た。アイソトープ協会でも、担当の税務署の統括官とずいぶんいろいろな議論をしていたと思います。

佐々木 それは国の責任の話ですが、そのために何でアイソトープ協会が割を食わなければならないのかという思いはあったわけです。同時に、協会が責任を持って始末しなければならない廃棄物がどれだけあるかということも分かってなかったわけですよね。これが決着するのは少しあとですよね。。

寺井 既に原子力研究開発機構に引き渡していた 分ですね。

佐々木 それもはっきりしないという中で、大変 難しい問題でした。

ニツ川 財務的に大変なところをクリアしてきた。

いまの中でもお話がありましたが、協会は医薬品を供給するうえでは、卸売販売業である。供給することの公益性というところが難しかったのではないかと思いますが。

佐々木 それは仰るとおりで、アイソトープ協会は医療機関、病院から言えば薬の問屋です。病院が薬の問屋と交渉するのは、いかに安く薬を購入するかということでしたが、協会は値下げをしないというのは各病院の病院長にしてみれば大変不満な点で、いろいろ苦情もあったのだろうと思います。一定の手数料を取っているわけだから、そこから収入

⁵ 協会が全国の大学、研究所、病院等から集荷し、日本原子力研究開発機構(旧日本原子力研究所)に引き渡した廃棄物。原研機構が処理と一時保管だけを引き受けたのであり、協会に返還すると主張したため協議となる。2013年3月に原子力機構と和解成立。

が上がってくるという中で、これを公益事業とどう やって言うのか。

その当時、協会は頒布と廃棄物の集荷は別の部で やっていましたが、一般会社で廃棄物の集荷をやれ るところはないのではないか、協会だから頒布と廃 棄物の集荷を一体として事業ができる、それは公益 法人でやるべき事業であろうという考え方で、公益 事業であるという申請をしたのだと思います。

二ツ川 東ヶ崎さんは事務局時代に供給をしていた経験からはどうですか。

東ヶ崎 協会に入ったときから、協会は大丈夫な のだろうかという不安は常に持っていましたね。い ま佐々木先生が仰ったように、一般の卸売業者との 違いを明確にしないとと思っていました。

ミドリ十字の薬事法違反事件のときに、アイソトープ協会を変えようという大胆な意見が出ました。協会はユーザーの代表者になったらどうかという意見でした。ユーザーからアイソトープ協会にいったん注文を集めて、アイソトープ協会からメーカーに対して一括して注文をすれば、違うかたちになるのではないかと。相当検討した経緯はありました。

アイソトープ協会の公益性は何かといいますと、 供給から廃棄物処理・処分までを一貫して行うというのが1番大切なことですが、その場、その場で適切にユーザーの立場に立って考えることができるかどうかというのが、公益法人としてのあるべき姿ではないかなと思いました。

二ツ川 協会は、供給から廃棄まで一貫管理と同時に、学術活動との三位一体として、RIの学術的なところも強化するとしています。

太田 例えば、介護保険の事業は社会福祉法人という公益法人だけがやることになっていましたが、介護保険法が公布された 1997 年からは、株式会社であろうが NPO 法人であろうが社会福祉法人であろうが、一定の基準に従ってやればいいとなったわけです。

そのときに、税制上の恩恵を受けている公益法人等と、税制上の恩恵がない株式会社が同じことをやっていて、なぜ彼らは税制上の恩恵を受けるのかということが議論になりました。介護事業でも、いろいろな株式会社がやりましたけれども、例えば山間へき地ではやらない、あるいは、当初は儲かると



東ヶ崎 邦 夫 氏

思ってやった地域が衰退化していくと撤退してしまう。だけど、公益法人の場合は、ニーズがあれば利益が出なくても継続する努力をするべきであって、得られた利益は公益のため、介護事業なら介護事業の再投資に使い、配当とか役員賞与に回さないというところが違うということです。更には、株式会社とは一味違った付加価値をつけた介護事業を行うところに非営利公益組織の存在意義があります。

アイソトープ協会の場合も,確かに株式会社の行う医薬品の物品販売業とどこが違うのかということになりますが,そこのところをしっかり持っていただければ十分説明できると私は思いました。

東ケ崎 いまの話は有識者会議のときも出まして、公益事業というのは、公益的な事業で収益を上げて公益的な目的に使いなさいと。用途、使い方が公益的であるかどうかで公益事業を議論できないものだろうかという提案をしたことがあります。もう一度あの議論をきちんとして、用途、使途で公益性の判断をできないかなという思いはいまでも持っています。

二ツ川 公益法人になると、収支相償とか特定費 用準備資金とか、協会にとっては非常に難しい課題 があったと思いますが。

寺井 思い出してみますと、協会事業のどの部門を収益部門にどの部門を公益部門にしたら収支相償問題を解決できるか、様々な組み合わせを検討したのですが、どこかの時点で東ヶ崎さんが、「事業を分けない。すべてを一本でやる」と仰っていただいて

東ヶ崎 報告書が出たときに、仕事ごとに分けな

公益認定から7年 改めて問う日本アイソトープ協会の公益性



ければいけないという書き方がされていたものですから、調査研究事業、廃棄物事業、研修・出版事業と分けて、それぞれで収支相償の計算をしました。ただ、協会の事業は、RI供給、廃棄、普及啓発、学術活動が一体となって初めて協会の公益性が出てくるのであって、個々の部分をばらばらにすると説明しづらいということはありましたね。

寺井 当時は協会の単年度事業収支はプラスでし た。医薬品供給事業から生まれるプラスが他事業部 門のマイナスを賄っていたからです。ところで、廃 棄物に関しては協会が保管しているものに加えても う1つ,原子力機構に処理を委託していた廃棄物が あります。その処分費用の分担に関して、長期間に 亘り機構と協議していましたが一向に解決しません でした。協会の主張に沿うと協会が分担する費用は 51 億円くらいになるのですが、この新たに加わっ てくるコストを何処から捻出するかが大きな問題で した。捻出先は単年度収支のプラス部分しかありま せん。そこでこのプラス部分を特定費用準備資金に 活用できないかと検討しました。しかし特定費用準 備資金を設置するには大変高いハードルがありまし た。第1はその必要資金が確定していなければなら ないこと。そして第2は、その積立期間は10年以 内程度というものでした。機構との交渉は大分進ん でいましたが、その時点では未だ詳細が固まってい なかったので、字義通りだと特定費用準備資金を設 けることは大変難しいとの状況に立たされました。

太田 石榑さん。と寺井さんが私のところに来られて、内閣府は特定費用準備資金としての積み立てを認めないと言っている。認められないと、毎年の利益が収支相償を満たさないことになる。一方、特定費用準備資金に積み立てれば、それはみなし費用として収支相償を満たすことになる。大きな分かれ目だったわけですが、最終的に、とにかく分かってもらわないといけないので、石榑さんが放射性廃棄物の将来における処理・処分のための積立金の必要性について、大論文を書かれましたよね。大変説得力のある大論文を書いていただいて、あれが認められるきっかけになったと思います。

寺井 決定打だったと思いますね。



ニツ川 章 二 氏

太田 認めてもらい、14年間にわたって毎年度4億円かな、総額51億円を超えるような積み立て目標を決めたわけですよね。認めてもらわないと、毎年3~4億円を費用として落とせないわけですから、収支相償に引っかかってしまいます。

寺井 先程の話と繋がるのですが、協会が集荷し保管している廃棄物の処理処分費用は負債として引当てるのですから、今度は機構から引き取る委託廃棄物の費用についても、特定費用準備資金から負債として引当てるとのロジックです。

二ツ川 実際,機構と決着がついたのは,昭和 61 年以前の一部も協会が持つことになり,結果的に 80 億円ぐらいになる。あそこで認められていなかったら、協会としては債務超過になりかねなかった。

太田 本当ですね。

寺井 石榑さんは、非常に格調高く、歴史からひも解いて、これはやらなければいけない、それをやるのはいま協会しかない、協会がやるとしたらこうやるしかないと、明々白々と書いていただいた。

太田 国自身が処分の方法をはっきり決めてない。初めは海洋投棄と言っていて、それができなくなった中で、いったいどうすればいいんですかということを投げかけていたわけですよね。

二ツ川 非常に大きかったですよね。1つのターニングポイントだったと思いますね。あとは、部会の位置付けが組織上すっきりしていないという話もあったようですが。

東ヶ崎 4部会あったわけですが、部会が何のためにあるか、個人が集まって、その中の利益だけを 追求しているのが部会ではないかと取られることを

⁶ 石榑顕吉氏:日本アイソトープ協会元常務理事(2007~ 2013年環境整備部門担当)

協会では恐れたわけですね。自分の利益というよりも、むしろその先にその人たちを通じてもっと社会に還元されるものがあるという位置づけで考えていこうとしたように思います。

二ツ川 太田先生,協会のような組織はほかにないような気がしますが。

太田 協会はRIの頒布と回収、処理、やがては 処分ということまで一貫してやるのが大命題で、それが公益目的事業に該当するという主張を更に強化 することとして、学術団体だということがあると思 います。日本学術会議にも認められている学術団体 であり、学術の研究開発というのは特定の業者とか 個人のためにやっているのではなくて、最終的には 国民がそれによって豊かになる、そういう視点を 持って公益目的事業を一本化して申請したというの が、非常に戦略的にもよかったのではないかなと思 います。

ニツ川 経営に携わる前から協会の学術活動を ずっと担っていただいた佐々木先生,協会の学術活 動という面では。

佐々木 僕がかかわってきたのは医学・薬学部会ですが、日本核医学会ではいろいろな意味でできない、お金もない、人もいないという中で、協会を頼りにして、協会の学術活動の中でやっていただいたことはずいぶんあるのではないでしょうか。日本核医学会とアイソトープ協会は一体となって事業ができてきた関係にあり、ほかの分野も含めて、協会は学術活動にずいぶん貢献してきたのではないでしょうか。

二ツ川 公益法人でスタートしたときは4部会でしたが、今は理工学部会とライフサイエンス部会が合体して、理工・ライフサイエンス部会となって3部会です。

先程東ヶ崎さんのお話で、公益法人ということを 目指したわけですが、職員の意識はどうだったので しょうか。

東ヶ崎 賛成と反対が相半ばするという状況でした (笑)。「何で一般法人に移行せずに,規制の厳しい公益法人に移行するのか」,「一般法人では協会を運営していくことができないのか」,「収支相償で協会の給与水準も下がってしまうのではないか」,それから,「認定が取り消された場合には,協会の職員は路頭に迷ってしまう」,あるいは,「協会の事業

の公益性を十分に説明し切れるのか」,「原研機構への委託廃棄物の問題がいまだ決着していない中でなぜ急いで公益認定申請をするのか」,こういう意見がありました。

これにも背景がありまして、寺井さんが来られる前には、アイソトープ協会では予算を立てる際、各部門が年度ごとに収支の計算をしていたわけですが、それを総合した中長期計画はありませんでした。あるいは、あってもごく一部のものであったわけです。そのために、ほかの部門でこういう問題を抱えているという認識が全体にはなかったのが、一致した意見にならなかった大きな原因ではないかと思います。

二ツ川 たかだか 100 人ですが、100 人の意見を まとめるというのはなかなか難しい。

職員には、公益法人になったときにすごい制約があるのではないかというイメージがあったと思いますが、実際に公益法人となって、公益法人だからできるもの、できないものをお話しいただければ。

太田 公益法人を選択したほうがいい、あるいは そうではないほうがいいというのは、その法人が何 を目的として事業を行っているのか、何を目的とし てその法人が成り立っているのかということによっ てずいぶん違ってくると思います。

一般法人は監督官庁もありませんから何をやって もいいのです。法令に違反しない限りはできるわけ です。そういう意味で、自由闊達にできる、究極に 自由化された組織だと思いますが、そういうものを 選ぶことにメリットを感じる方もいらっしゃるで しょう。

だけど、公益法人は、社会的に信頼されて、そこで働く役職員も市民、国民、受益者のためになることをやっているという自負心、理念を持ってやることに喜びを抱く。

ですから、結局はそこの法人の事業目的が何なのか、役職員はどう考えておられるのかによってどちらかを選択するということで、お答えにならないのかもわかりませんが、一概には言えません。アイソトープ協会の場合には、当然公益法人を選択されて正解だったと私は思います。

ニツ川 佐々木先生はユーザーという立場でもあるわけで、協会が公益法人となったことについては。

佐々木 公益法人を目指しているときから、職員

改めて問う日本アイソトープ協会の公益性



の中で透明性を高める, ガバナンスをしっかりしていくという動きはかなりあったと思います。当時の寺井常務理事は民間から来られて, 民間のいろいろなこともよくご存知だったので, 研修制度とかいろいろな試みをして, 公益法人を目指しながらそういう意識が高まったのではないかと思います。

僕自身は、あの当時公益法人の本をたくさん買い込みまして、一生懸命読む努力をしました。あの当時、個人でも公益法人に寄附すれば税金がかからないという中で、日本にもっと多くの方が寄附するような社会をつくろうというのが1つの大きな目的だったように思いますが、それはどうもその後あまり進んでいないのではないかと思います。たぶん日本の公益法人への寄附はものすごく増えたわけではないのではないかと思います。

そこのところはたぶん日本では無理なのかもしれないけれども、せっかくそういう目標を立てて法改正をしたのだから、もっとそういう方向へ努力していいのではないかなという気はします。それには寄附を求める側の努力と、する側の努力の両方があると思いますが、公益事業をするのであれば、そういうことによってもっと自由にできるようになるのではないかと最近強く感じております。

東ヶ崎 いま佐々木先生がおっしゃった寄附文化の醸成の前に、日本でもボランティアの活動がずいぶん活発になってきたと思います。

佐々木 そうですね。

太田 3.11 とか、その後の熊本地震、広島の大洪水とか、かなり寄附金が集まっていますので、決して流れがストップしたというわけではないです。非常に遅々たる歩みで、もどかしい感じはありますが。

二ツ川 そのような面もこれから伸びていかなければいけないということなのかもしれません。

公益法人になるとき、私は事務局でしたが、理事になられる方々はコンプライアンスとガバナンスについて非常に厳しく考えられていました。そのへんは寺井さんが中心でいろいろ進められました。

寺井 最初の頃は非常に厳格に考えていました。 例えばほかの公益法人の理事を引き受けた協会の理 事がいたとします。その団体が何か不祥事を起こす と、当該理事との関係で協会も何らかのペナル ティーを受ける可能性ありと言われていました。し たがって当時は、理事が他団体の役員を引き受ける 時は、役員会に報告して他理事の了解を得るとのプロセスを採っていたと思います。

協会が公益法人となったメリット・デメリットの話に戻りますが、私はメリットの方がはるかに大きいと思っていました。第1にユーザー側の視点に立つと、対象がアイソトープという特殊な製品ですから、一般の民間企業よりは公に認められている団体が取り扱う方が、安心感を持ちやすいのではないでしょうか。第2に協会で働く側の視点では、公益法人として社会的に認められた組織で働くことでそのプライドのゆえに、背筋をピシッと伸ばして名刺を渡すことでしょうし、一方で自らを律することが多々あると思われます。

二ツ川 職員も、公益法人だという誇りのある仕事が求められている。最近は、公益法人だということで積極的に応募してくる方も多く、そういう面では順調に進んでいるのかなと思います。

あのときに、主任者部会という名前が、主任者に 特有の名前になるので変えなければいけないと、結 果的には変わりましたが、不特定多数の利益と会員 の利益というところはいかがでしょうか。

東ヶ崎 不特定と多数という2つの言葉が入っているわけです。協会の供給、廃棄という事業については、先程のお話のように受益者が限られた範囲ではなくて、広く社会に影響が及んでいくというものです。これは多数のほうにも繋がりますが、不特定とは言えない。

不特定少人数の利益でも、社会的、経済的、文化的影響力があり、二次的に不特定多数に波及、貢献するケースでは公益であるという考え方は非常に重要なことです。時間的な経過と共に将来社会的に広がっていくものであれば公益とみなすというのは、公益認定委員会の考え方でもあると思います。

ニツ川 そうですね。不特定多数というのはなかなかとらえ方が難しい。

東ヶ崎 協会の場合でも、会員 3,000 名弱ぐらいの人数の中だけで小ぢんまりと情報交換しているというのであれば、公益とは言えないかもしれません。しかし、3.11 のときに、私の団地の管理組合で放射能の話がたくさん出てきました。そのときに、ICRP(国際放射線防護委員会勧告)を読まれている方もいて、協会のホームページに公開しておいてよかったと思いました。広がっていくということは

とても大事なことだと思います。

ニツ川 最後に、これから協会として公益のどの ようなところに力を入れて進めていけばよいのか、 現在の方々へのサジェスチョンを含めたまとめをし ていただければと思います。

佐々木 ちょっと焦点がずれますが、さっき申し 上げましたように申請書を一生懸命書いて 2010 年 3月ごろに申請しました。2~3か月か半年ぐらいで 認定されるだろうと期待していましたが、一向に認 定されなくて、それから2年たったわけです。その 間にはやきもきするし、なぜ認定されないのだろう という思いがあった。森委員会の委員であった方で も、協会は難しいのではないですかと言う方もおら れまして(笑)、そういうことを聞くと、本当にだ めなのかなという思いをして、本当にやきもきした 覚えがあります。そうしたら、2012年3月に認定 されるというお話がありました。そのときに、似た ような放射線、原子力関係で申請したところが一斉 に認可されましたよね。

二ツ川 そうですね。

佐々木 認定をされてよかったのではないでしょ うか。さっきお話があったアイソトープの供給、廃 棄物の集荷、処理、学術的な活動を一体として行う のが. 一般の方々の放射線とか放射性同位元素に対 する理解を深め、なかなか難しいですが、安心、安 全のリテラシーといいますか、常識を高めることに 貢献をしていくことは非常に大事なことだし、福島 の事故を経験して、日本中で大きな課題になってい ると思います。不特定多数の方々に対しても大きな 貢献ができる立場にいまのアイソトープ協会がある と思いますので、そういう意味で、公益法人として の誇りを持って、コンプライアンス、透明性、ガバ ナンスをしっかりし、模範的な公益法人として公益 事業をやっていただけたらと思います。

繰り返しになりますが、もう少し寄附文化の醸成 に協会も積極的に取り組んでいただくといいのかな と思います。

二ツ川 ありがとうございます。では、寺井さん。 **寺井** 協会は公益認定の場において大変特異な存 在だったのではと思っています。

特定費用準備金の承認等は、認定委員会がそれこ そエイヤーと三段跳びで認めてくれたのではないか と感じました。逆に言うと、協会の事業はそれだけ

社会の期待が強い、存在意義が大きいということな のでしょう。したがって協会事業を途中で止めるな どという事体はあり得ず、最後の廃棄物処理処分が 終了するまで責任を果たすとの気持ちで、事業を継 続していただきたいと思います。かといって、何も 保守的になることはないので、職員の方々にはその 枠内においてアクティブに、いろいろな考え方を 持って動いて、あるいは発信していただければと思 います。よろしくお願いします。

二ツ川 ありがとうございます。では、東ヶ崎さ

東ヶ崎 余談になりますが、ノーベル賞を取られ た本庶 佑先生や、本庶先生の先生でもある早石 修 先生という方はアイソトープのヘビーユーザーでし た。アイソトープが非常に有用であることは間違い ないし、いままで役に立ってきたことも間違いない し、先程寺井さんがおっしゃったように、この事業 を継続して、特に廃棄物の事業が完結するまではき ちっと治めるということが必要だと思います。昔, 監督官庁が厳しいころは、定款に書いてある目的が 終わると、一応使命を終えたので終わるというかた ちになっていましたが、いまは公益認定委員会に申 請すれば、新しいことに挑戦できる。例えばアイソ トープ協会であれば、放射線ということで加速器の 分野. あるいは何かほかの分野に踏み込むとか. 社 会に役立つものであって、なおかつみんなが手を出 せない分野に挑戦していくことが必要だと思いま す。

それには、学会との協力関係をもうちょっと密に してもいいのではないかと思います。いままでは、 医学放射線学会や核医学会と結びつきが非常に強 かったわけですが、ほかの学会とももう少し結びつ きを強くして、新しい分野に参入していくというこ とがあっていいだろうと思います。そのためには、 人材教育がとても大事だと思います。いまは非常に 優秀な方が協会に入ってこられているわけですか ら、人材教育に多くの時間を割いて、ほかの民間企 業と競合するような場合であっても、協会の公益性 が出せるように頑張っていただきたいと思います。

二ツ川 ありがとうございます。じゃあ、太田先 生、最後に。

太田 いま皆さんがおっしゃったことに尽きます が、視点を変えて考えてみたいと思います。2008年

特別座談会 公益認定から7年 改めて問う日本アイソトープ協会の公益性



にこの制度が改正されたときに、旧民法における公益 法人は全部で $2 \, {\rm F} \, 4,317$ ありました。それがこの $5 \, {\rm F}$ 間で移行したわけですが、 $2 \, {\rm F} \, 4,317$ のうち 9,000 弱が公益法人になり、約 $1 \, {\rm F} \, 2,000$ が一般法人になり、残りの 3,000 強は合併、あるいは解散、このようになったわけです。

2万4,317のうち、新しい制度に基づいて公益活動をしていただく代わりに、税制には世界に冠たる優遇税制で自由闊達に活動し、社会的な課題を解決してくださいと国や社会に期待されている法人が9,000あるということです。9,000のうちにアイソトープ協会が入っているわけなので、自分たちの立ち位置を風化させないように、ぜひ今後も役職員の方々が常に思いを強めて活動していただきたいということが1つです。

もう1つは、さっき東ヶ崎さんが本庶 佑さんのことを仰って、彼は教科書を信ずるなと言っているわけです。私は、行政庁の言うことは信ずるなと言い換えて、これは別に本庶さんに教わって言っているのではなくて、前から言っています。人や相手によって言っていることが違っていて一様ではなく、公益認定委員会のお役人が言っていることがすべて正しいわけではないので、向こうの言うとおりやるのではなくて、社会一般から見て合理的で納得性が

ある理論構成ができるのかどうか自分で自主的,自 発的によく考えて,これからの事業をぜひ進めてい ただきたいと思います。

そうやって柔軟にいろいろな新しいことに取り組んでいくことが期待されていると思いますし、それは新しい公益法人制度の1つのメリットでもあります。前はいちいち相談に行かないと怒られるということもありましたし、定款だって一言一句変えるのに主務大臣の認可が要ったわけですが、いまはそんなことは要らず、基本的に届出でいいわけですから、そういうメリットをぜひ生かしていただきたいと思います。

二ツ川 ありがとうございます。私自身は、公益 認定を申請するときに、はっきりしなかった協会の 中の廃棄物の数をはっきりさせるということでいろいろ調査をして、その中で公益ということを考えさせられ、また、勉強もし、成長できました。皆さんにご指導いただいて本当にありがたかったと思います。

いま太田先生が仰った公益法人として自分たちの 頭で考えて、自主的に進めていかなければいけない と改めて考えさせられました。

今日は、お忙しいところ本当にありがとうございました。 (終)